当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者の「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―8602 仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟　電話022―716―0013）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒀　工事の実施にあたっては、東日本大震災による被災者等の積極的な雇用に配慮すること。なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適切かつ遅延なく行われるよう配慮すること。

⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Taiji Kawakami Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Touris

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the Contract : Construction works (No. 3) of the breakwater at Wanko area, Port of Kuji

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents　for the qualification : 12 : 00　15 October 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00　13 December 2019 (tenders brought with 13 : 00　13 December 2019 or submitted by mail : 13 : 00　13 December 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Tomoyuki Nishii, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 3―3―1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―8602 Japan. TEL 022―716―0013

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年９月20日

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設事業本部長　今木　博久

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和元年阪神高速公告第26号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　淀川左岸線延伸部　地盤特性調査（その２）業務

⑶　業務内容　本業務は、淀川左岸線延伸部と交差すると想定される断層について、ボーリング調査および試料分析を実施することにより断層運動による変位量の推定を行うものである。

⑷　業務期間　契約締結日の翌日から令和３年３月５日まで

⑸　本業務は、公募型プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

⑹　本業務は、担い手確保を促すため、若手技術者の配置に対する評価及び予定管理技術者に代えて予定管理補助技術者を評価対象とする業務である。

2　参加資格

⑴　企業の形態　次の①に掲げる要件を満たしている単体企業又は②に掲げる要件を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

１）阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

２）技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社における平成29～32年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「地質調査」及び「土木設計」の認定を受けていること。

３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

４）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社から競争参加停止を受けていないこと。

５）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

②　設計共同体

１）阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

２）技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社における平成29～32年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「地質調査」または「土木設計」の認定を各構成員が受けていること。また、各構成員の一般競争（指名競争）参加資格を組み合わせると設計共同体として「地質調査」及び「土木設計」の資格認定を受けていること。

３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

４）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社から競争参加停止を受けていないこと。

５）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

６）構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

７）一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

８）構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

９）設計共同体協定書が、説明書に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

⑵　企業の能力　業務実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

⑶　配置予定技術者の能力　本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種業務の実績、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

⑷　参加表明書提出者間の資本・人的関係

参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の能力　業務実績

⑵　配置予定技術者の能力　保有資格、業務実績、専任性

⑶　業務実施体制　業務実施体制の妥当性

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　企業評価　同種業務の実績の内容

⑵　技術者評価　保有資格、専門分野の内容、同種業務の実績の内容、技術者表彰・業務表彰経験、手持ち業務の状況、専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

⑶　業務実施体制等　業務実施体制、業務実施方針と留意点等

⑷　特定テーマに関する技術提案　説明書３⑶業務概要に示した特定テーマに対する具体的な取り組み方法